

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療等にかかる交通費を助成します。

対象者

町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下のいずれかに該当する方

- ①在宅精神障がい回復者
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者
・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方
・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方
- ③重度心身障がい児等
・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者
・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童
・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童
※保護者等の介護者1人についても対象となります

助成対象

町外医療機関の通院(通所)に要する交通費

通院期間

令和4年10月分～令和5年3月分まで

申請書類

- ①通院交通費助成金交付申請書
- ②通院証明(医療機関で証明印をもらう)
- ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し
- ※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります

申請期限

4月7日(金)まで

申請窓口

住民課福祉グループ、上厚真支所

農業生産費高騰対策事業補助金

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

町では、営農掛かり増し経費に対する補助金を交付します。

内容

新型コロナウイルス感染症や、世界情勢の悪化および円安による輸入生産資材の値上がりに加え、社会全般の物価高により農産物の需要が低迷し、大きな影響を受けている農業者に補助金を交付します。

対象者

令和4年4月1日～11月30日に出荷実績のある農業経営体

対象経費

- ①肥料費 ②飼料費 ③農薬費
- ④諸材料費 ⑤動力光熱費

補助額等

対象経費に令和4年10月農業生産資材価格指数の対前年比増高割合などを乗じた額の1/2以内
※詳しい算出方法は受付でご案内します
※補助上限額100万円で1,000円未満切り捨て
※予算の関係により減額となる場合があります

受付期間と受付場所

3月9日(木)～15日(水)
産業経済課農業グループ、JAとまこまい広域厚真支所
※土曜・日曜日・祝日は除く

持ち物

- ・令和4年分所得税青色申告決算書や収支内訳書(個人)、令和4年の対象経費が分かる決算書類(法人)
- ※申告等で受付期間中の提出が難しい場合はご相談ください。決算資料で対象経費を確認できる場合があります。
- ・印鑑(認印)
- ・補助金の受取口座が分かる通帳など

バス券・入浴券の交付

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町内に住所があり、かつ居住している高齢者の方にバス券と、こぶしの湯あつまの入浴券を交付します。

町内バス券

- 交付対象 町内に住所があり居住している満65歳以上の方
- 交付枚数 36枚を一括交付(再交付可)
- 交付券種 町内路線が100円で乗車できる券
- 利用時の注意
・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
・100円の支払いが必要です。

町外バス券

- 交付対象 町内に住所があり居住している満70歳以上の方
- 交付枚数 申請月から翌年3月までの月数×1人3往復分(再交付不可)
- 交付対象と券種

令和4年度の介護保険料段階	券種
「第1段階」から「第3段階」の方	無料券
「第4段階」から「第9段階」の方	半額助成券

利用時の注意

- ・助成券と「高齢者バス利用助成事業利用者証」が必要です。
- ・半額助成券を利用する場合は利用運賃の半額の支払いが必要です。

入浴券

- 交付対象
①町内に住所があり居住している満70歳以上の方
②満70歳未満で次のいずれかに該当する方
・人工透析療法を受けている方
・指定難病と認定されている方
・身体障害者手帳の交付を受けている方
・療育手帳の交付を受けている方
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 交付枚数
①に該当する方…1人につき最大年10枚
※申請月から翌年3月までの期間が10カ月を下回る場合は交付枚数が変わります。
※その他、行事(ペタンク大会、敬老会、新年交礼会など)に参加した方には、1人につき年2枚まで交付します。
- ②に該当する方…1人につき月1枚として年12枚
- 利用時の注意
・②の場合は「身体障害者等入浴無料身分証」が必要です。

バス券・入浴券 令和5年度分の交付について	<ul style="list-style-type: none"> ●交付開始日 3月27日(月)から ●交付場所 住民課福祉グループ、上厚真支所 ●持ち物 本人確認ができるもの、印鑑、手帳や指定難病受給者証など当該要件を証明できるもの(入浴券の②の交付を希望の方のみ)
--------------------------	---

指定ごみ袋の支給

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

紙おむつを日常的に使用している世帯に、もやせるごみ用の指定ごみ袋を支給します。

対象者

- ①3歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ②厚真町家族介護用品支給事業実施要綱に基づき、紙おむつの交付を受けている方の介護者
- ③厚真町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則に基づき、紙おむつの支給を受けている方またはその保護者

対象期間

4月3日(月)から令和6年3月29日(金)まで

支給枚数

対象者1人につき、もやせるごみ用指定ごみ袋(20リットル)を1カ月あたり10枚(年間最大120枚)
※窓口で年度分を一括支給します。

申請窓口

住民課町民生活グループ、上厚真支所

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射の地区巡回を行います。

狂犬病予防法により、犬の飼い主の方には、狂犬病予防注射の接種と登録が義務付けられています。

毎年4月に町内各地区を巡回し、狂犬病予防注射を行っていますので、ご利用ください。

登録(生涯1回)… 3,000円

- 飼い犬の新規登録は、住民課町民生活グループで受け付けています。
- 注射当日は混雑するため、未登録の犬がいる場合は事前に登録をお願いします。
- 犬が亡くなったり、住所や所有者の変更などがあった場合は、お早めに連絡をお願いします。

狂犬病予防接種(毎年1回)… 3,240円

- 生後91日以上の子犬が対象です。
- 4月の巡回接種を受けられない場合は、町が実施する訪問注射(往診料1,000円加算)か、動物病院で接種を受けてください。

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

女性消防団員の募集

胆振東部消防組合消防署厚真支署 ☎ 26-7119

女性消防団員を募集しています。地域防災にあなたの力を貸してあげませんか。

主な活動内容

- ・ 火災予防期間中の広報活動
- ・ 一人暮らしの高齢者宅に防火指導訪問
- ・ 保育園児を対象にした防火教室
- ・ 出初式への参加
- ・ 各種訓練や研修への参加など
- ※ 火災出動での消火活動は行いません

応募資格

- ・ 厚真町在住の18歳以上の方
- ・ 普通運転免許をお持ちの方
- ・ 募集人数4人(定員になり次第締切)

報酬や手当

- ・ 報酬(年4回)
- ・ 出動や訓練手当
訓練・演習…年8回
会議・査察…年4回
広報活動等…年4回
- ・ 公務災害補償、退職金
- ・ 制服等(貸与)
- ※ 消防団員の身分は特別職の地方公務員となります



4月5日(水)

- 8時30分～8時40分 幌内マナビィハウス前
- 9時00分～9時10分 高丘生活会館前
- 9時20分～9時30分 旧富里生活会館前
- 9時40分～9時50分 東和生活会館前
- 9時55分～10時5分 桜丘生活会館前
- 10時10分～10時20分 朝日マナビィハウス前
- 10時35分～10時45分 宇隆生活会館前
- 10時55分～11時5分 宇隆・浅野勝善さん宅前
- 11時15分～11時35分 役場庁舎前

4月6日(木)

- 8時20分～8時30分 ルーラルマナビィハウス前
- 8時40分～8時55分 豊沢マナビィハウス前
- 9時5分～9時20分 軽舞生活会館前
- 9時35分～9時45分 富野生活会館前
- 9時55分～10時5分 豊川生活会館前
- 10時10分～10時20分 上野生活会館前
- 10時30分～10時40分 美里生活会館前
- 10時50分～11時5分 本郷マナビィハウス前
- 11時15分～11時25分 幌里生活会館前

4月7日(金)

- 8時30分～8時45分 豊丘マナビィハウス前
- 8時55分～9時5分 鯉沼生活会館前
- 9時15分～9時25分 鹿沼マナビィハウス前
- 9時40分～9時50分 浜厚真・阿部榮乃進さん宅前
- 10時00分～10時10分 厚和生活会館前
- 10時20分～10時30分 上厚真第5区生活会館前
- 10時35分～10時50分 厚南会館前
- 11時00分～11時10分 共和生活会館前
- 11時20分～11時30分 共栄生活会館前

4月9日(日)

- 7時10分～7時20分 本郷マナビィハウス前
- 7時25分～7時55分 役場庁舎前
- 8時15分～8時45分 厚南会館前

住所の異動手続きを忘れずに

住民票の住所は、「正確な住所の届出」が必要です。

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。市区町村窓口での「正確な住所の届出」が法律で定められています。

入学・就職・転勤などによる引っ越しで住所を異動される方は、住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届など)と、各種カード(マイナンバーカード、住民基本台帳カード)の住所変更が必要です。

※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引っ越しをする方は、マイナポータルからも転出届・転居届の届け出ができるようになりました。

※関連する手続き(国民健康保険、介護保険、公営住宅の手続きなど)がある方は、担当窓口にお越しいただく必要がある場合があります。

- 住民票の異動の届出(転出届、転入届、転居届等)
- ※ マイナンバーカードを使用しない場合

他の市区町村に転出する場合

厚真町 <転出前>
転出届を提出して転出証明書を受け取る



引越先の市区町村 <転入した日から14日以内>
転出証明書を添えて転入届を提出する

厚真町内で転居する場合

厚真町 <転居した日から14日以内>
転居届を提出する



住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険のマル学保険証

国民健康保険の加入者が進学などのために町外へ転出するときは、マル学保険証を交付します。

・マル学保険証とは、国民健康保険の加入者が、大学などに進学するために町外に転出するときに交付される、学生用の国民健康保険証です。

・マル学保険証の該当者は、町外に転出した後も、国民健康保険の資格は転出前に所属していた町内の世帯の加入者のままです。転出先の市区町村で新たに国民健康保険に加入する必要はありません。

・マル学保険証該当者に係る国民健康保険料は、転出前に所属していた町内の世帯の世帯主にこれまでどおり賦課されます。

・マル学保険証の交付や返還には手続きが必要です。手続きに必要なものを持参の上、住民課町民生活グループまたは上厚真支所に届け出てください。

届出が必要なとき	手続きに必要なもの
○ 進学により町外へ転出する	入学したことが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○ 学年・学校が変わった	在学中であることが確認できる書類(学生証の写し、在学証明書の写しなど)
○ 保険証に記載の住所に変更があった	マイナンバーカードまたは住民票
○ 学生でなくなった	学生でなくなったことが確認できる書類(卒業証書の写し、退学証明書の写しなど)
○ 社会保険や他の健康保険が適用となる勤め先に勤務した ○ 社会保険や他の健康保険の被扶養者になった(扶養に入った)	新たに加入した健康保険証の写し

※上記のほか現在お持ちの北海道国民健康保険証を持参してください。